

おくやみハンドブック



西原町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。
西原町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、
役場を中心とした諸手続きにつきまして、
少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

西原町役場 098 - 945 - 5012

事前準備について

西原町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、西原町役場へお越しく下さい。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

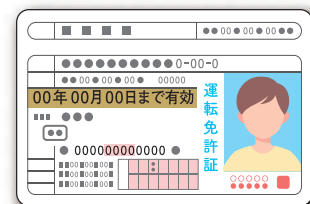
亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
- 2点で本人確認できる書類
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (36 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (37 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

西原町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	P.7
	世帯主の方が死亡した場合	<input type="checkbox"/>	
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	P.8
保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.9
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.11
年金	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.13
	厚生年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	
	共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.14
	農業者年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	
税金	町税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	P.15
	町民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	P.16
	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	<input type="checkbox"/>	P.17
	原動機付自転車を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.18
	軽二輪・小型二輪を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.19
	軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	
介護保険	65歳以上、または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.20
	高額介護サービス費に関する振込口座変更	<input type="checkbox"/>	
	保険料(普通徴収)が発生していた	<input type="checkbox"/>	P.21

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
福祉 (障がい)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.22
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.23
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	P.25
	重度心身障がい者(児)医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	
	児童通所施設を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.26
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	
地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>		
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.27
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	子ども医療費助成受給証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.28
	ひとり親家庭等医療費等助成受給証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	
	町立幼稚園の園児、小中学生の児童・生徒の保護者が死亡した	<input type="checkbox"/>	P.29
	就学援助を受けている世帯の世帯員が死亡した	<input type="checkbox"/>	
上下水道	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	P.30
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>	
その他	農地を相続した	<input type="checkbox"/>	P.31
	森林を相続した	<input type="checkbox"/>	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。 <u>すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	町民課 ☎ 098-945-5012

世帯主の方が死亡した場合

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
3人以上いる世帯の世帯主であった場合、世帯主変更の手続きが必要となります。	1か月以内
	手続き可能な人 世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人(世帯員)の本人確認書類	町民課 ☎ 098-945-5012

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	町民課 ☎ 098-945-5012

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯・喪主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 限度額認定証 (持っている方のみ) <input type="checkbox"/> 顔写真付身分証 (窓口に来る方) <input type="checkbox"/> 委任状 (同一世帯・喪主以外の方が手続きする場合)	健康保険課 ☎ 098-911-9163

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続き①と同じ書類 <input type="checkbox"/> 喪主が証明できる書類 (会葬礼状など ※故人名、喪主名と葬儀の日付が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 通帳 (喪主) <input type="checkbox"/> 委任状 (同一世帯・喪主以外の方が手続きする場合)	健康保険課 ☎ 098-911-9163

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。	なし
	手続き可能な人
	同一世帯・喪主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証 <input type="checkbox"/> 限度額認定証 (持っている方のみ) <input type="checkbox"/> 顔写真付身分証 (窓口に来る方) <input type="checkbox"/> 委任状 (同一世帯・喪主以外の方が手続きする場合)	健康保険課 ☎ 098-911-9163

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続き①と同じ書類 <input type="checkbox"/> 喪主が証明できる書類 (会葬礼状など ※故人名、喪主名と葬儀の日付が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 通帳 (喪主) <input type="checkbox"/> 委任状 (同一世帯・喪主以外の方が手続きする場合)	健康保険課 ☎ 098-911-9163

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、町役場へお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	町民課 ☎ 098-945-5012

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	— 手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 浦添年金事務所 ☎ 098-877-0343

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 098-945-5281

MEMO

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課 ☎ 098-945-4729

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 098-945-4729

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

町民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、町民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくこととなります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相当な期間（概ね 3 か月）</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑・金融機関登録印（口座振替の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡した方と届出人の関係がわかる書類（運転免許証・戸籍など）</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 098-945-4729</p>

MEMO

原動機付自転車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合は、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-945-4729

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 098-945-4729

4. 税金に関する手続き

軽二輪・小型二輪を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
手続き書類などについては陸運事務所へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎ 050-5540-2091

軽自動車を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
手続き書類などについては軽自動車検査協会へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
—	軽自動車検査協会 沖縄事務所 ☎ 050-3816-3126

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	福祉課 ☎ 098-945-4791

高額介護サービス費に関する振込口座変更

手続き 振込先変更

手続き詳細	期 限
高額介護サービス費の支給を受けている方は、振込口座の変更が必要となる場合があります。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通帳（代理受取人） <input type="checkbox"/> 代理受取人の印鑑（認印可）	福祉課 ☎ 098-945-4791

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 098-945-4791

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人が死亡したことが分かる書類（戸籍・住民票除票など） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 098-945-4791

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課
<input type="checkbox"/> 本人が死亡したことが分かる書類（戸籍・住民票除票など）	☎ 098-945-4791
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書	こども課
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	☎ 098-945-5311
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し	
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、 振込口座の通帳の写し	
<input type="checkbox"/> 印鑑	

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	こども課 ☎ 098-945-5311

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 ☎ 098-945-4791

重度心身障がい者（児）医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障がい者（児）医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者（児）医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい者（児）医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込先の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	福祉課 ☎ 098-945-4791

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 ☎ 098-945-4791

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-945-4791

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	福祉課 ☎ 098-945-4791

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
【お子様の場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	問い合わせ先 こども課 ☎ 098-945-5311

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑	親族など
	問い合わせ先 こども課 ☎ 098-945-5311

こども医療費助成受給証を交付されていた

手続き 受給証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費助成受給証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童のこども医療費助成受給証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	健康保険課 ☎ 098-911-9163

ひとり親家庭等医療費等助成受給証を交付されていた

手続き 受給証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給証を交付していた方が亡くなった場合、その受給証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	こども課 ☎ 098-945-5311

7. 子どもに関する手続き

町立幼稚園の園児、小中学校の児童・生徒の保護者が死亡した

手続き 保護者変更の手続き

手続き詳細	期 限
保護者変更の手続きが必要となります。 ※保護者は原則として、子の親権者になります。	1か月以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード）	親族または同居者が望ましい
	問い合わせ先
	教育総務課 ☎ 098-945-5039

就学援助を受けている世帯の世帯員が死亡した

手続き 世帯状況の変更届

手続き詳細	期 限
就学援助を受けている場合は世帯状況の変更届が必要となります。 ※就学援助を受けていない場合であっても、死亡により世帯収入に大幅な減少が生じた場合には就学援助を受けることができる可能性があります。	1か月以内
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 保護者名義の預金通帳の写し（振込先口座を変更する場合）	教育総務課 ☎ 098-945-5039

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 代理人の本人確認書類（運転免許証・保険証・マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 印鑑（代理人）	上下水道課 業務係 ☎ 098-945-4934

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更届け	上下水道課 業務係 ☎ 098-945-4934

9. その他の手続き

農地を相続した

手続き

手続き詳細	期 限
農地を相続したときは、農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。 農業委員会では、相続した方が地元を離れていて自分では手入れができない場合など、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをします。	手続き可能な人 所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 農地の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 農地の土地の権利を取得したことがわかる書類 (土地の権利書の写し、相続分割協の目録など)	農業委員会 ☎ 098-945-5281

森林を相続した

手続き

手続き詳細	期 限
森林の土地を取得したときは、土地のある市町村に届出をする必要があります。 また、財産分割がされていない場合でも、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	所有者となった日・相続開始の日から90日以内 手続き可能な人 所有者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の権利を取得したことがわかる書類 (土地の権利書の写し、相続分割協の目録など)	産業観光課 ☎ 098-945-4540

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	浦添警察署 ☎ 098-875-1000 沖縄県警察運転免許センター ☎ 098-851-1000
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	南部保健所 ☎ 098-889-6945
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者移転(相続)登記など	那覇地方法務局本局 ☎ 098-854-7952

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

相続に関する手続きチェックリスト

亡くなられた方の名義の不動産を、相続された方の名義に変更する「相続登記」が必要です。相続登記の手続きや必要な書類等については、最寄りの法務局にお尋ねください。

※法務局では、予約制による登記の相談を承っています。

また、沖縄県司法書士会では、予約制による無料登記相談会を開催しています。

(沖縄県司法書士会 ☎ 867-3526)

※相続登記の申請の代理又は申請書の作成等については、司法書士に依頼することができます。

(沖縄県司法書士会 ☎ 867-3526)

※法務局において、各種相続手続に必要な戸籍書類一式の提出の負担が軽減できる「法定相続情報証明」を発行しています。詳しくは、最寄りの法務局にお尋ねください(最寄りの法務局は、8頁「登記管轄一覧」にて確認ください)。

法務局	不動産登記管轄区域	所在地	郵便番号	不動産登記に関する 登記相談予約電話番号
那覇地方 法務局 本局	那覇市、糸満市、 豊見城市、南城市 島尻郡の内 八重瀬 町、南大東村、北大 東村、渡嘉敷村、久 米島町、粟国村、座 間味村、渡名喜村、 与那原町、南風原町 中頭郡の内 西原町	那覇市樋川1丁目 15番15号 (那覇第一地方合同 庁舎)	900-8544	☎ (098) 854-7952
那覇地方 法務局 沖縄支局	沖縄市、うるま市	沖縄市知花6丁目 7番5号 (沖縄法務合同庁舎)	904-2143	☎ (098) 937-3267
那覇地方 法務局 宜野湾 出張所	宜野湾市、浦添市 中頭郡の内 北谷 町、北中城村、中城 村、嘉手納町、読谷 村	宜野湾市伊佐 4丁目1番20号	901-2221	☎ (098) 898-9827

法務局	不動産登記管轄区域	所在地	郵便番号	不動産登記に関する 登記相談予約電話番号
那覇地方 法務局 名護支局	名護市 国頭郡（国頭村、 大宜味村、東村、今 帰仁村、本部町、恩 納村、宜野座村、 金武町、伊江村） 島尻郡の内 伊平屋 村、伊是名村	名護市字宮里 452番地3 (名護地方合同庁舎)	905-0011	☎ (0980) 52-2123
那覇地方 法務局 宮古島支局	宮古島市、宮古郡多 良間村	宮古島市平良字 下里1016番地 (平良地方合同庁舎)	906-0013	☎ (0980) 72-2639
那覇地方 法務局 石垣支局	石垣市、八重山郡 (竹富町、与那国 町)	石垣市字登野城 55番地4 (石垣地方合同庁舎)	907-0004	☎ (0980) 82-2004

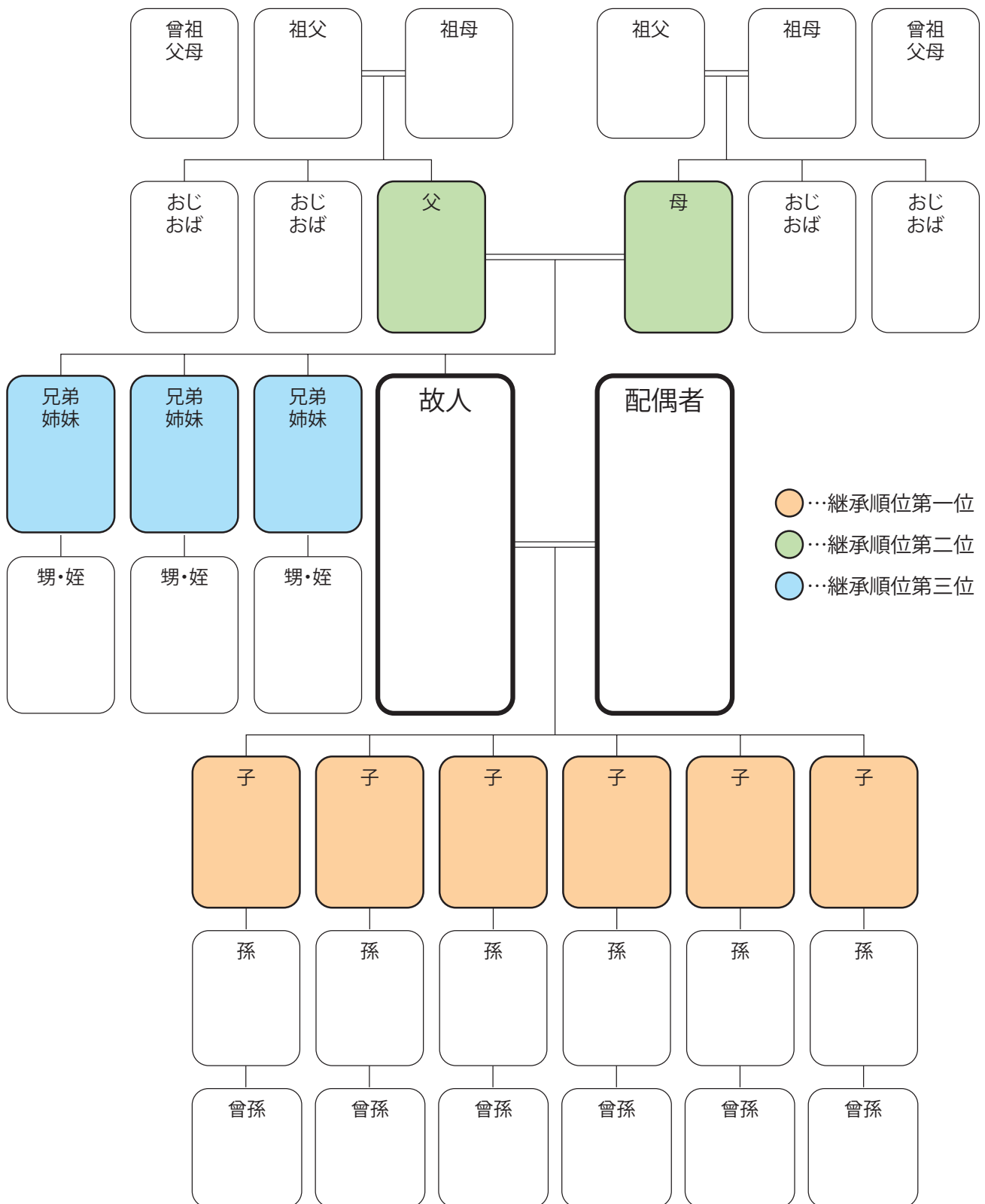
法務局からのお知らせ

不動産に関するルールが大きく変わります。令和5年4月から段階的に施行され、**令和6年4月から相続登記の申請の義務化**が開始します。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。お近くの法務局にお問い合わせください。



家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

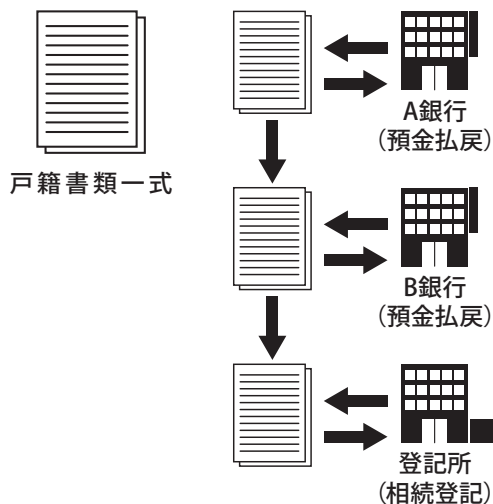
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

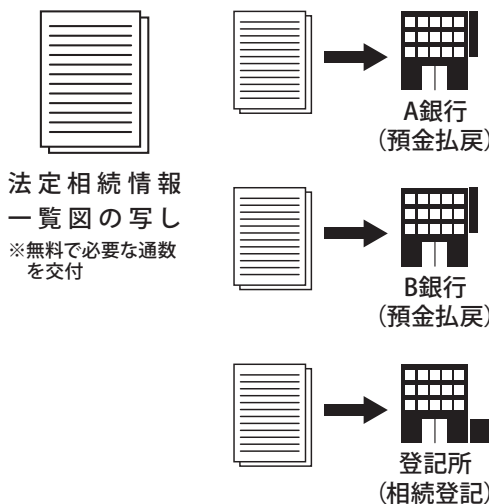
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)西原町長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。



相続された不動産を弊社にて
買い取りいたします！！

てるまさリースバック 売っても住むぞ



急な**相続**で**不動産**のお取り扱いに**お困り**ではありませんか？
地域につくす、**地元**の**不動産会社**におまかせください！！

相続された不動産の管理や税金等の支払い、または葬儀や引越しの資金調達等でお悩みの方、てるまさリースのリースバックは、不動産を売却した後に、あらかじめ住む期間を取り決めた賃貸借契約を交わし、賃貸としてそのままお住みいただけるサービスです。また、不動産仲介とは異なり、弊社にて直接買い取りとなりますので、買主様とのやり取りや建物の修繕費は不要となりスムーズなお支払いが可能となります。



こんなお悩みございませんか？

- ✔ 急な相続で時間が足りない
- ✔ 相続の手続きについて知りたい
- ✔ 相続費用を確保したい
- ✔ 遺品を整理する期間がほしい
- ✔ 不動産の処分に困っている
- ✔ 相続した不動産を管理できない

てるまさリースの6つの特徴



弊社が直接買い取りで
手続きがスムーズ



相続コンサルタントが在籍



速やかな資金化が可能



司法書士等の専門家をご紹介



固定資産税などが不要



沖縄全域でお取り扱いが可能

※相続後まだ遺産分割協議がまとまっていない場合は、売却には相続人全員の意思確認が必要となります。

ご利用の流れ



不動産仲介も可能です！
売却をご希望の方は一度、
ご相談ください。

※物件によっては取り扱いできない場合もございます。



てるまさリース

ご相談はコチラ

TEL 098-943-4355

スマホで
ご相談はコチラ



平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：大城(オオシロ)、喜瀬(キセ)
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号 Unufaビル 3F
FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

相続についての 全般のご相談は 私たちにお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はどう調べるの？

「争族」がとても心配…

遺言書はどうすればいい？



突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

10年
以上の
実績

他士業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

初回面談
無料

＼お気軽にお電話ください／

東幸司税理士事務所

AZUMA KOJI TAX ACCOUNTANT OFFICE

受付時間：9:00～18:00 定休日：土日祝を除く

TEL：098-917-0849

沖縄県島尻郡与那原町字上与那原 372-1

ホームページは
こちらから



不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して
即現金化したい

空き家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続登記を
していないけど
売りたい

お困りでは
ありませんか？



不動産売却・不動産相続のことなら

スカイホーム守礼合同会社

【受付時間】 10:00 ~ 19:00 【定休日】 年末年始・旧盆
西原町上原 2-29-11 スリークロック 1-C FAX : 098-943-8219
<https://www.big-advance.site/s/172/1920> 沖縄県知事(1)第5332号

お気軽に
お問い合わせください

☎ 098-943-8218

ホームページは
こちらから



本誌ご持参の上、査定をご依頼されたお客様に
JCBギフトカード3,000円相当プレゼント

「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 **選べる見積もり方法**



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

POINT 2 **一人ひとりを手厚く**

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 **比較もかんたん**

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

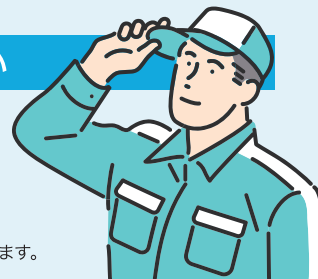
☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



司法書士が疑問や不安に丁寧に寄り添います

相続手続き

にお困りの方はまずはご相談を！

何から始めればいい

相続財産がわからない

亡くなった人に借金がある

相続人に認知症の人がいる

その他相続のお悩み



相続に関する様々なお悩みに、
相続の専門家である司法書士が全力でサポートします。

お気軽にご相談ください（初回相談無料）

代表司法書士 喜屋武 力



与那原町字東浜 2 3 番地 2

ローソン与那原東浜店 となり

司法書士法人 きゃん事務所

☎ 098-882-8177

営業時間：平日 9:00 ~ 17:30

<http://souzokuigon-okinawa.com/>



発行 西原町役場

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2023年4月

